

ケアプラン交付の徹底について

運営基準(基準条例第16条)

居宅サービス計画の作成時

基準条例(第16条第11号)

介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

解釈通知(第2の3(8))

⑫ 居宅サービス計画の交付(第11号)

居宅サービス計画を作成した際には、**遅滞なく**利用者及び担当者に交付しなければならない。

また、介護支援専門員は、担当者に対して居宅サービス計画を交付する際には、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する居宅サービス等の当該計画における位置付けを理解できるように配慮する必要がある。

なお、基準第29条第2項の規定に基づき、モニタリングの結果の記録は、2年間保存しなければならない。



居宅サービス計画の変更時

基準条例(第16条第17号)

第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

解釈通知(第2の3(8))

⑰ 居宅サービス計画の変更(第16号)

第11号(交付)も含まれます。

介護支援専門員は、居宅サービス計画を変更する際には、原則として、基準第13条第3号から第12号までに規定された居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務(※)を行うことが必要である。

なお、利用者の希望による軽微な変更(例えばサービス提供日時の変更等で、介護支援専門員が基準第13条第3号から第12号までに掲げる一連の業務を行う必要性がないと判断したもの)を行う場合には、この必要はないものとする。ただし、この場合においても、介護支援専門員が、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であることは、同条第13号(⑭居宅サービス計画の実施状況等の把握及び評価等)に規定したとおりであるので念のため申し添える。

「軽微な変更」を行う場合の注意

サービス担当者会議の開催等について、必ずしも実施しなければならないというものではなく、必要性に応じて個別に判断することを認めるものです。

例えば、介護支援専門員がサービス事業所へ周知した方が良いと判断するような場合等について、サービス担当者会議を開催することを制限するものではなく、その開催に当たっては、やむを得ない理由がある場合として照会等により意見を求めることが想定されます。

- * 「軽微な変更」の扱いとする場合は、利用者の希望を確認した際の記録や、介護支援専門員がそのように判断した日付・理由等を記録してください。
- * 居宅サービス計画を新たに作り直す必要はありません。変更する部分について、原本を見え消しで修正し、余白にその日付や説明を記載してください。
その場合は、変更した様式の写しを利用者及び担当者に交付してください。
例えば、第2表のみを変更した場合は、第2表の写しを利用者・担当者に再交付すれば良いものとします。
(交付義務のある第1～3表、第6表、第7表については、同様の取扱いをしてください。)

※ 「基準第13条第3号から第12号までに規定された居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務」
（「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」平成11年厚生省令第38号）より抜粋。）

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第十三条 指定居宅介護支援の方針は、第一条の二に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一・二（略）

三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

四 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

五 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

六 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

七 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

八 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勧告して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。

九 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勧告して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

十 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第二十四条第一項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

居宅介護支援の業務が適切に行われない場合

注6の「別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合」については、大臣基準告示第82号に規定することとしたところであるが、より具体的には次のいずれかに該当する場合に減算される。

これは適正なサービスの提供を確保するためのものであり、運営基準に係る規定を遵守するよう努めるものとする。市町村長(特別区の区長を含む。以下この第3において同じ。)は、当該規定を遵守しない事業所に対しては、遵守するよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

(1) (略)

(2) 居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たっては、次の場合に減算されるものであること。

①・②(略)

③ 当該事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

ケアプランを交付した
日付や方法について、
記録により証明できるよ
うにしておきましょう。



草加市高齢者応援サポーター
そうたくん

● 注意 ●

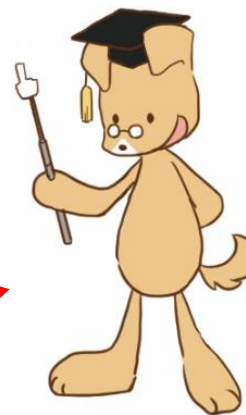
□ 第2表「居宅サービス計画書(2)」中の長期目標・短期目標・援助内容の「期間」が切れる際、新たに作成したケアプランは必ず**事前に**利用者及びサービス担当者に交付していますか？

- * サービス担当者がサービス計画を遅滞なく作成できるよう、速やかに交付してください。
- * 「軽微な変更」の場合でも、変更した部分の写しは必ず交付してください。
- * 要介護区分が未確定の場合は、事前に暫定のケアプランを作成・交付しておき、要介護区分の確定後に正式なケアプランを作成・交付してください。

□ 交付したことを、毎回記録していますか？

- * 利用者・サービス担当者にケアプランを交付した後は、交付した日付や方法を第5表「居宅介護支援経過」に記録する等しておいてください。利用者・サービス担当者から日付入りの受領証を得て保管しておく等の方法でも構いません。

万が一、新しいケアプランの交付に先んじてサービス提供が行われていた事実が確認された場合は、指導の対象となり、運営基準減算が適用されます。
(居宅介護支援費が減算になるだけでなく、各サービスの給付算定も不正と見なされる場合があります。)



参 考

「草加市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」(平成30年3月20日 条例第11号)…基準条例

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年3月31日 厚生省令第38号)…基準省令

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」(平成11年7月29日 老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)…運営基準解釈通知

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)…算定基準解釈通知

「「介護保険制度に係る書類・事務手続の見直し」に関するご意見への対応について」(平成22年7月30日老介発0730第1号・老高発0730第1号・老振発0730第1号・老老発0730第1号)